

労働者派遣（単価）基本契約書

1 件 名

2 派遣場所

3 契約単価 一人1時間当たり 金 円

請求金額の計算方法は、単価に時間数を乗じた合計金額
（1日実働8時間超については、基本単価に1.25を乗じた額とする。さらに午後10時から午前5時については、基本単価に1.5を乗じた額とする。）に、消費税及び地方消費税相当額を加算した額とし、この額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

4 発注限度額 金 円

5 契約保証金 発注限度額の1/10以上（免除申請可）

6 部分払の請求回数 回以内

上記の契約について、派遣先坂戸市と派遣元 とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の労働者派遣契約約款によって契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

派遣先 所在地 埼玉県坂戸市千代田一丁目1番1号
名 称 坂戸市

坂戸市長 石 川 清 

派遣元 所在地
商号又は名称
代表者氏名



労働者派遣契約約款

(総則)

第1条 坂戸市（以下「派遣先」という。）と派遣先から派遣業務の委託を受けた者（以下「派遣元」という。）は、派遣元の行う派遣先に対する労働者派遣に関し、基本的事項を定めるため、次のとおり基本契約（以下「本契約」という。）を締結する。

(目的)

第2条 本契約は、派遣元の雇用する派遣労働者を派遣先に派遣し、派遣先の指揮命令に従って派遣先のために業務に従事させることを目的とする。

(法の遵守)

第3条 派遣先及び派遣元は派遣契約に基づく派遣就業に関し、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」（以下「労働者派遣法」という。）及び労働基準法等その他関係法令の規定を遵守するものとする。

(適用範囲)

第4条 本契約は、特に定めのない限り、本契約期間中に、派遣先と派遣元の間に締結される派遣契約（以下「個別契約」という。）の全てに適用される。

(派遣労働条件の確保措置)

第5条 派遣元は、派遣先が派遣労働者に対し、個別契約に定める労働を行わせることにより、労働基準法等の法令違反が生じないよう労働基準法等に定める時間外、休日労働の協定、その他所定の法令上の手続等をとるとともに、派遣就業が適正に行われるよう、派遣労働者に対する諸規則を整備し、派遣就業条件の確保を図らなければならない。

(派遣労働者の通知)

第6条 派遣元は、個別契約の都度、労働者派遣法第35条の定めるところにより、当該個別契約に関わる派遣労働者の氏名、性別、その他所定事項を派遣先に通知しなければならない。

(適正な労働者の派遣義務)

第7条 派遣元は、本契約の目的を達成するために必要な資格、能力、技術、技能等があり、派遣就業の目的を達する適正な労働者を派遣先に派遣しなければならない。

2 派遣先は、派遣労働者が前項の目的達成に必要な要件を欠いていると認めたときは、派遣労働者の交替を派遣元に求めることができる。

(責任者の選定)

第8条 派遣先及び派遣元は、それぞれ派遣先責任者、派遣元責任者を選定しなければならない。

(適正な派遣就業措置)

第9条 派遣先は、労働基準法等の関係法令、本契約及び別途定める個別契約の就業条件を守って派遣労働者を労働させるとともに、派遣労働者から苦情の申出を受けたときは、派遣先及び派遣元がそれぞれ個別に定める苦情の申出を受けるべき者相互間において通知し、連携して適切かつ迅速な処理を図らなければならない。

2 派遣先の派遣労働者に対する派遣業務遂行上の指揮命令は、個別契約に定める派遣先の就業に関する指揮命令者が行うものとし、当該指揮命令者の不在の場合の代理者についても、派遣労働者にあらかじめ明示しておくよう努めるものとする。

(派遣労働者の個人情報・個人秘密の保護)

第10条 労働者の個人情報の保護に適正を期し、派遣元が派遣先に提供することができる派遣労働者の個人情報は、労働者派遣法第35条の規定により派遣先に通知すべき事項のほか、

当該派遣労働者の業務遂行能力に関する情報に限るものとする。ただし、目的を示して本人の同意を得た場合、又は他の法律に定めのある場合は、この限りではない。

2 派遣先は、派遣元に対し、派遣労働者を特定して派遣の役務提供を求めたり、派遣労働者を特定したりする個人情報の提供を要求しない。

3 派遣先及び派遣元は、個別契約及び派遣就業上派遣労働者に関し、知り得た個人的秘密を正当な理由なく漏らしてはならない。

(守秘義務)

第11条 派遣元及び派遣元の派遣労働者は、本契約及び個別契約に定める派遣先の業務の遂行及びこれに関連して知り得た事項を漏らしてはならない。本契約終了後についても、同様とする。

2 派遣元は、派遣労働者に対し前項の守秘義務を遵守させるとともに、これらに関する教育指導を行うものとする。

(秩序維持)

第12条 派遣元は、派遣先の事業所において派遣元の派遣労働者が、派遣先の指揮命令に忠実に従い、派遣先の職場の規律、秩序及び施設管理上の諸規則等を遵守し、就業上の諸規則に違反しないよう定めるとともに、これに関する教育指導等適切な処置を講じなくてはならない。

(金銭、有価証券の取扱)

第13条 派遣先は、派遣元の派遣労働者に原則として金銭、有価証券を取り扱わせないものとする。

(貸与品の管理等)

第14条 派遣先は、派遣元の派遣労働者に対し、役務の遂行に必要な什器、備品等を貸与する。

2 派遣元は、派遣労働者に対し貸与品を注意をもって管理させるとともに、派遣労働者の重大な過失による滅失、毀損が生じた際は、その損害を派遣先に賠償する。

3 個別契約が終了し、もしくは解除された場合、派遣元は、派遣労働者に対し貸与品を直ちに派遣先に返還させるものとする。

(安全衛生)

第15条 派遣先及び派遣元は、派遣就業における派遣労働者の安全と健康を確保し、さらに進んで快適な就業環境の形成、保持に努めるものとする。

(施設の利用)

第16条 派遣先は、派遣元の派遣労働者に対し、可能な範囲で、派遣先の施設の利用等の便宜供与に努めるものとする。

(派遣の内容の変更、中止等)

第17条 派遣先は、必要があるときは、派遣の内容を変更し、又は派遣を一時中止することができる。この場合において、契約金額又は派遣期間を変更する必要があるときは、派遣先と派遣元とが協議して書面をもって定める。

(契約金額の支払)

第18条 派遣元は、派遣の役務提供の対価として、派遣先の指定する手続に従って契約金額の支払を請求することができる。

2 請求金額の計算方法は、契約単価に時間数を乗じた合計金額に、消費税及び地方消費税相当額を加算した額とし、この額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

3 派遣先は、第1項の規定による請求があった日から30日以内に契約金額を支払わなければならない。

(損害補償)

第19条 派遣の役務遂行において、派遣元の派遣労働者が故意又は重大な過失により、派遣先又は第三者に人的、物的損害を与え、紛争を生ぜしめた時は、派遣先は速やかに、これを派遣元に報告し、派遣元の責任と負担において、これを処理解決するものとする。ただし、派遣元が派遣労働者の選任および監督について派遣元としての義務を遵守し、かつ、派遣元として相当の注意をなしたとしても損害が生じたであろうと認められるときは、この限りではない。

(談合等の不正行為に係る損害の賠償)

第20条 本契約に関し、派遣元が次の各号のいずれかに該当したときは、派遣元は、派遣先の請求に基づき、発注限度額（契約締結後、発注限度額の変更があった場合には、変更後の発注限度額）の10分の2に相当する額を賠償金として派遣先の指定する期間内に派遣先に支払わなければならない。

(1) 本契約に関し、派遣元が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は派遣元が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が派遣元に対し、独占禁止法第7条の2第1項（第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

(2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が、派遣元又は派遣元が構成事業者である事業者団体（以下「派遣元等」という。）に対して行われたときは派遣元等に対する命令で確定したものをいい、派遣元等に対して行われていないときは各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、本契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3) 納付命令又は排除措置命令により、派遣元等に独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が派遣元に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) 本契約に関し、派遣元（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）の独占禁止法第89条第1項に規定する刑が確定したとき。

(5) 本契約に関し、派遣元（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6に規定する刑が確定したとき。

2 前項の規定は、派遣先に生じた損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合は、派遣先がその超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。

3 派遣元が前2項の賠償金を指定する期間内に派遣先に支払わないときは、派遣元は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。

(個別契約の解除)

第21条 派遣先は、専ら派遣先に起因する事由により、又は派遣先の責に帰すべき事由により、個別契約の契約期間が満了する前に解除を行おうとする場合には、派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとし、これができないときには、少なくとも当該個別契約の解除に伴い派遣元が当該労働者派遣に係る派遣労働者を休業させること等を余儀なくされたことにより生じた損害の補償を行うこととする。また、派遣元の責めに帰すべき理由により当該個別契約が解除となった場合は、派遣元は個別契約金額に記載された発注限度額の10分の1の額を違約金として派遣先の指定する期限内に支払わなければならない。ただし、当該個別契約の解除が、派遣先及び派遣元双方の責に帰すべき事由がある場合は、それぞれの責に帰すべき部分の割合について、派遣先と派遣元とが十分協議することとする。

(基本契約の解除)

第22条 派遣先又は派遣元が、本契約の履行を怠り、また不信の行為のあるときは、催告なくいつでも本契約を解除することができる。この場合、前条及び個別契約の内容に関わらず、本契約の解除と同時に個別契約を解除することができることとする。

(個人情報の保護)

第23条 派遣元は、本契約及び個別契約による事務を派遣労働者に処理させるための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(定めのない事項)

第24条 この約款に定めのない事項又はこの約款の条項について疑義が生じた場合は、必要に応じて派遣先と派遣元とが協議して定めるものとする。

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 本契約により、坂戸市（以下「派遣先」という。）から派遣業務の依頼を受けた者（以下「派遣元」という。）は、本契約による事務を処理するに当たり、個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）その他個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(用語の定義)

第2 この契約における用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(秘密保持)

第3 派遣元は、本契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。本契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 派遣元は、本契約による事務に従事する者に対し、個人情報を取り扱う場合に従事者が遵守すべき事項並びに法に基づく罰則の内容及び民事上の責任についての説明を行い、その旨を報告書（様式第1号）により派遣先に報告しなければならない。

3 派遣元は、前項の説明を行った後速やかに、本契約による事務に従事する者に対し、個人情報保護に関する誓約書（様式第2号）を派遣先に提出させなければならない。

(安全確保)

第4 派遣元は、本契約による事務に係る個人情報の漏えい、~~改ざん~~、滅失、毀損その他の事故を防止するため、個人情報の厳重な管理及び保管、搬送における安全の確保その他必要な措置を講じなければならない。

2 派遣元は、本契約による事務に係る個人情報の取扱いに関し、管理責任者を定めるとともに、当該管理責任者、個人情報の保管場所（第6において「管理区域」という。）及び個人情報を利用する作業場所（第6において「取扱区域」という。）を個人情報管理責任者等について（通知）（様式第3号）により派遣先に通知しなければならない。

3 派遣元は、派遣先の指示又は承諾があるときを除き、電子計算組織（電子計算機及び関連機器を使用し、定められた一連の処理手順に従って事務を処理する組織をいう。以下この項において同じ。）を利用して本契約による事務に係る個人情報を処理するときは、派遣元以外の電子計算組織と通信回線による結合をしてはならない。

(再委託を行った場合の措置)

第5 派遣元は、個人情報を取り扱う事務を処理するに当たり、契約約款に基づき派遣先の承諾を得て再委託を行った場合は、再委託を受けた者（以下「再受託者」という。）に対し、第3第2項及び第3項並びに第4第2項の規定による報告書、誓約書及び通知書を派遣先に提出させなければならない。

2 派遣元は、派遣先の承諾を得て再委託を行う場合において個人情報を取り扱うときは、この特記事項により派遣元が講ずることとされた措置に準じた措置を再受託者が講ずる旨を明記した契約書により契約を締結し、その写しを派遣先に提出しなければならない。

3 派遣元は、再受託者に対し、更に他の第三者に本契約による事務に係る個人情報の取り扱いをさせてはならない。

(個人情報の持ち出しの禁止)

第6 派遣元は、派遣先の承諾を得て再委託を行う場合を除き、個人情報を管理区域又は取扱

区域の外へ持ち出してはならない。

(収集の制限)

第7 派遣元は、本契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、当該事務を処理するために必要な範囲内（特定個人情報にあつては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第19条各号のいずれかに該当する場合に限る。）で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用等の禁止)

第8 派遣元は、派遣先の指示又は承諾があるときを除き、本契約による事務に係る個人情報（特定個人情報を除く。）を当該事務の処理以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

2 派遣元は、いかなる場合においても、本契約による事務に係る特定個人情報を当該事務の処理以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第9 派遣元は、派遣先の承諾があるときを除き、本契約による事務に係る個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(派遣先による監査)

第10 派遣先は、本契約による事務に係る個人情報を保護するために必要があると認めるときは、派遣元に対して個人情報を取り扱う事務の管理状況等について監査を行うことができるものとし、派遣元は、これに協力し、必要な情報を提供しなければならない。

2 前項の監査の結果、派遣元の個人情報の安全管理体制について、改善の必要があると派遣先が判断したときは、派遣先は、派遣元に対し、その改善を指示することができる。

(事故発生時の報告義務)

第11 派遣元は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに派遣先に報告し、その指示に従わなければならない。本契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(個人情報の返還又は処分)

第12 派遣元は、本契約が終了し、又は解除されたときは、本契約による事務に係る個人情報を、速やかに、派遣先に返還し、又は漏えいを来さない方法で確実に処分しなければならない。

2 派遣元は、個人情報を処分する場合には、当該個人情報を削除し、又は廃棄したことについて、その日時、場所及び方法を派遣先に対して通知しなければならない。

(漏えい事案に係る派遣元の責任)

第13 派遣元は、その支配が可能な範囲内における本契約による事務に係る個人情報の漏えい等に関し、責任を負うものとする。

2 個人情報の漏えい等に関し、第三者から、訴訟上又は訴訟外において、派遣先に対する損害賠償請求の申立てがされたときは、派遣元は、当該申立ての調査解決等について派遣先に協力するものとする。

3 前項の申立ての内容が第1項に定める派遣元の責任の範囲に属するときは、派遣元は、派遣先が当該申立てを解決するのに要した一切の費用を負担する。

4 個人情報の漏えい等に関し、第三者から、訴訟上又は訴訟外において、派遣元に対する損害賠償請求の申立てがされたときは、派遣元は、当該申立てを受け、それを認識した日以後速やかに、派遣先に対し、当該申立ての事実及び内容を書面で通知するものとする。

5 派遣先が必要と判断するときは、派遣先は、派遣元に対し、相当かつ合理的と認められる範囲において、前項の申立ての解決に必要な指示又は援助を行うことができる。

6 第1項から前項までの規定は、本契約が終了し、又は解除された後においても、なおその効力を有する。

(契約解除及び損害賠償)

第14 派遣先は、派遣元がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めるときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。